

そしゃく機能障害用

氏名		大昭和 昭平令和		年	月	日
住所						
① 障害名（障害認定の対象となる部位を明記）						
② 原因となった疾病・外傷名						
交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害、疾病、先天性、その他（	）					
③ 疾病・外傷発生日	昭和 平成 令和	年	月	日	場所（	）
④ 参考となる経過・現症（エックス線所見及び検査所見を含む。）						
	障害固定又は障害確定（推定）	昭和 平成 令和	年	月	日	
⑤ 総合所見						
	[将来再認定：不要・要（障害程度軽度化見込み）] [再認定時期：令和 年 月] ←					
(発育や治療，訓練によって，等級に変更が生じるほど障害程度が軽度化することが予想される場合は「 <u>要（障害程度軽度化見込み）</u> 」を○で囲み，再認定時期を１～５年後の範囲内で記載すること。それ以外の場合は「不要」を○で囲むこと。)						
⑥ その他参考となる合併症状						
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日 病院又は診療所の名称 _____ 所在地 _____ 診療担当科名 _____ 科 身体障害者指定医師氏名 _____ 印						
身体障害者福祉法第１５条第３項の意見　〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は，身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・ 該当する （ 級相当） ・ 該当しない						

※ 身体障害者指定医師氏名欄は、自筆による署名又は記名押印をお願いします。

そしゃく機能障害の程度及び検査所見

(次の「該当する障害」の□に ✓ を入れ, [] 内に必要事項を記述してください。)

□ そしゃく・嚥下機能の障害

1 障害の程度

- ☐ 経口的に食物等を摂取できないため, 経管栄養を行っている。
- ☐ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取できないため, 経管栄養を併用している。
- ☐ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが, 誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- ☐ その他の状況

2 参考となる検査所見

(1) 各器官の一般的検査

- ＜参考＞ 各器官の観察点
- ・口唇・下顎 (運動機能, 不随意運動の有無, 反射異常ないしは病的反射)
 - ・舌 (形状, 運動能力, 反射異常)
 - ・軟口蓋 (挙上運動, 反射異常)
 - ・声帯 (内外転運動, 梨状窩の唾液貯留)

所 見 (※上記参考に留意し, 異常の部位, 内容, 程度等を詳細に記載してください。)

(2) 嚥下状態の観察と検査

- ＜参考1＞ 各器官の観察点
- ・口腔内保持の状態
 - ・口腔から咽頭への送り込みの状態
 - ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
 - ・食道入口部の開大と流動物 [bolus] の送り込み
- ＜参考2＞ 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点
- ・摂取できる食物の内容 (固形物・半固形物・流動食)
 - ・誤嚥の程度 (毎日・2回に1回程度・数回に1回・ほとんどなし)

ア 観察・検査の方法

- ☐ エックス線検査 ()
- ☐ 内視鏡検査 ()
- ☐ その他 ()

イ 所見 (※上記参考1及び参考2の観察点から, 嚥下状態について詳細に記載してください。)

☐ 咬合異常によるそしゃく機能の障害

1 障害の程度

- ☐ 著しい咬合障害があり, 歯科矯正治療等を必要とする。
☐ その他

()

2 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

(1)咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

()

(2)そしゃく機能(口唇・口蓋裂では, 上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)

()

その他(今後の見込み等)

そしゃく機能障害の解説

1 そしゃく機能の喪失(3級)

そしゃく・嚥下機能の低下を起因として、経口的に食物等を摂取することができないため、経管栄養(口腔, 鼻腔, 胃瘻により胃内に管(チューブ)を挿入して流動食を注入して栄養を補給する方法)以外に方法がない状態をいいます。

2 そしゃく機能の著しい障害(4級)

次のいずれかの状態の場合をいいます。

- (1) そしゃく・嚥下機能の低下を起因として、経口摂取のみでは十分な栄養摂取ができないために、経管栄養(口腔, 鼻腔, 胃瘻により胃内に管(チューブ)を挿入して流動食を注入して栄養を補給する方法)の併用が必要あるいは摂取できる食物の内容, 摂取方法に著しい制限がある(※1)状態
- (2) 口唇, 口蓋裂等の先天異常の後遺症(※2)による著しい咬合異常があるため、歯科矯正治療等を必要とする状態

※ 「摂取できる食物の内容, 摂取方法に著しい制限がある」と判断できる状態とは、誤飲の危険性が大きく摂取が半固形物(ゼラチン, 寒天, 増粘剤添加物等)等以外は摂取できない状態。又は、開口不能のため流動食以外は摂取できない状態をいいます。

※ 「先天異常の後遺症」とは、疾患に対して手術, その他の処置を行った後もなお残存する後遺症を意味します。

＜具体的な例は次のとおり＞

- ・重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- ・延髄機能障害(仮性球麻痺, 血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの
- ・外傷, 腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。), 口腔(舌, 口唇, 口蓋, 頬, そしゃく筋等), 咽頭, 喉頭の欠損等によるもの
- ・口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの(4級のみ)